

研究計画の変更

研究計画を変更する場合は、**変更前に**、東京大学臨床研究審査委員会（CRB）に申請し、必要に応じて、当院の病院長の承認後、厚生労働大臣に変更内容を提出してください。

なお、研究計画の変更内容が、以下の(1)(2)に該当する場合は、以下の手続きで対応してください。

(1) 事前確認不要事項に該当する場合

「[東京大学臨床研究審査委員会CRB](#) 事務局確認 [＜実施中＞](#)」の手続きにて対応してください。

(2) 実施計画の**軽微な変更**のみの場合

CRBの審査は不要となりますので、「[軽微変更通知](#)」の手続きにて対応してください。

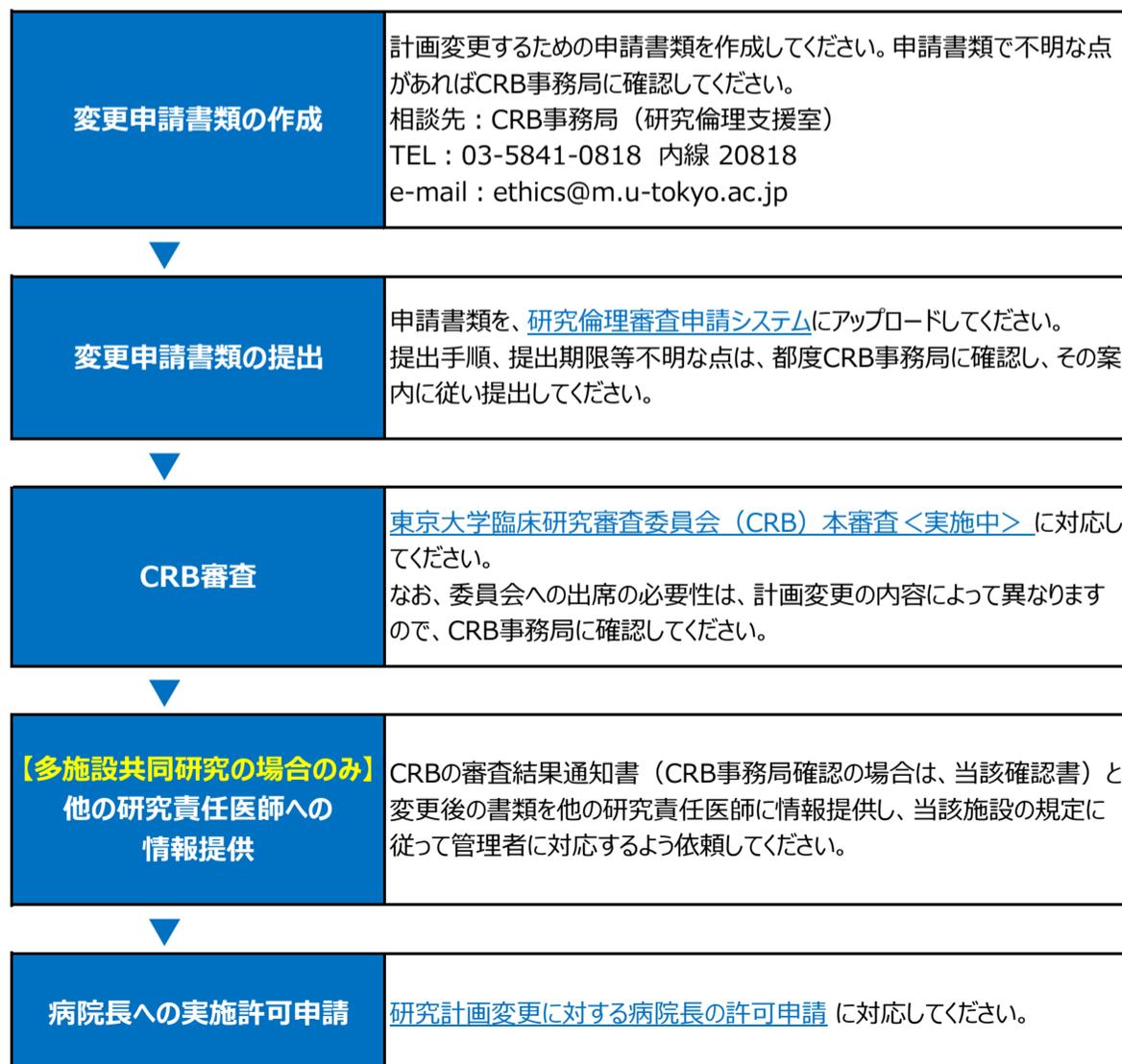
ただし、上記(1)と(2)以外にCRBで審査すべき変更事項が含まれている場合は、以下の変更申請の手順で対応してください。

該当性が不明であればCRB事務局に確認してください。

連絡先：CRB事務局（研究倫理支援室）
TEL：03-5841-0818 内線 20818
e-mail：ethics@m.u-tokyo.ac.jp

なお、研究計画変更においては、基本的に、当センターのガイダンス・コンサルテーションはございませんが、ご希望の場合は、臨床研究推進センターに連絡してください。

連絡先：臨床研究推進センター 臨床研究施設事務局
TEL：03-5800-8743 内線 34283
e-mail：CreSjimu-tokyo@umin.ac.jp



次のページへ

【実施計画を変更する場合のみ】
厚生労働大臣に
実施計画を提出

jRCTに更新情報を登録し、「実施計画」と「実施計画事項変更届書」を厚生労働大臣に提出してください。

手順は、[実施計画を厚生労働大臣に提出<実施中>](#)の通りです。

※ 「実施計画」の変更を伴わない場合は、**この対応は不要です。**

※ **jRCTの公表日が、変更内容の発効日となります。**